

甲州市農業委員会日程

会期	平成29年11月27日(月)			自 午後1時30分
				至 午後3時00分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室			
日 程				
1	会議録署名委員の指名			
2	会長報告			
3	議 案			
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(6件)	
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	(2件)	
	第3号	非農地証明願について	(1件)	
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)	(9件)	
	第5号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)	(66件)	
	第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について	(67件)	
4	報告			
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	(7件)	
5	その他			

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成29年11月27日(金) 午後1時30分から午後2時42分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 坂本 忠	2 早川 博	3 窪川 哲郎
4 平山 重三	5 根津 信彦	6 ー
7 雨宮 宏	8 萩原 一重	9 飯島 務
10 竹井 正人	11 長沢 光高	12 藤原 英一
13 南 秀岳	14 平山 尋文	15 宮原 王春
16 手塚 勲	17 中村 一男	18 萩原 勝俊
19 小佐川 武	20 今井 壽	21 雨宮 芳文
22 原 勝	23 佐藤 和也	24 丹澤 英一
25 佐藤 定之	26 小川 利雄	27 駒田 裕
28 大村 公宏	29 中山 仁	30 三科 健造
31 三森 一雄	32 神宮司 昭男	33 西矢 恵太郎
34 小池 宣弘	35 有賀 利隆	36 佐藤 充

1. 欠席した委員

20 今井 壽 24 丹澤 英一 28 大村 公宏 31 三森 一雄

1. 本会議の会議録署名委員

32 神宮司昭男 36 佐藤 充

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、早川 崇、島田 淳、雨宮 果南

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>それでは会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 （相互に挨拶） 着席してください。それでは定刻となりましたので会長にご挨拶をいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（会長の挨拶） 只今から甲州市農業委員11月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は31名で定足数に達しております。 本日、20番 今井 壽委員、24番 丹澤 英一委員、28番 大村 公宏、31番 三森 一雄委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、32番 神宮司 昭男委員、36番 佐藤 充委員をご指名いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>日程2、会長報告 11月20日、第2次甲州市総合計画審議会（第4回）が甲州市役所で開催されました。ただ今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>（意見なし）</p> <p>ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p> <p>日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、6件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
12番委員	<p>（議案第1号1番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。次に議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明を</p>

	する)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
16番委員	(議案第1号2番の調査報告をする)
議 長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。次に議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
27番委員	(議案第1号3番の調査報告をする)
議 長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号3番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。次に議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
32番委員	(議案第1号4番の調査報告をする)
議 長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

	<p>お諮りします。議案第1号4番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号4番については許可することに決しました。次に議案第1号5番、6番につきましては、譲受人が同一人であるため、一括上程といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	（議案第1号農地法第3条第5番、6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
32番委員	（議案第1号5番、6番の調査報告をする）
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号5番、並びに6番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号5番、6番については許可することに決しました。次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、2件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	（議案第2号農地法第5条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
9番委員	（議案第2号1番の調査報告をする）
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。次に、議案第2号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	（議案第2号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）

議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
27番委員	(議案第2号2番の調査報告をする)
議長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。 次に、議案第3号、非農地証明願について1件を上程し、審議及び意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	今回の総会には、議案第3号として非農地証明願が上程されております。非農地証明願は、今期の委員の皆様におきましては、初めての申請事案でありますので、議案朗読の前に非農地証明について説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。 (非農地証明書について説明をする) (議案第3号非農地証明願について議案の朗読をなす) ※申請理由は、議案朗読の中で述べた。
35番委員	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。 (議案第3号1番の調査報告をする)
議長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号1番については非農地として認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第3号1番については非農地として認めることに決しました。 次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について9件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定9件について説明し、意見を求める)
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。

	<p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p> <p>次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について66件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	(農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定66件について説明し、意見を求める)
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声多数あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第5号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p> <p>次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について67件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案67件について説明し、意見を求める)
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声多数あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第6号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第6号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について7件を報告願います。</p>
事務局	(合意解約の届出7件について説明する)
議長	<p>只今の報告につきまして何かご発言ございますか。</p> <p>ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。</p> <p>日程5その他、事務局から報告及び事務連絡等をお願いします。</p>
事務局	それでは事務局からいくつか事務連絡等がありますので、それぞれ担当より説明させていただきます。
事務局	事務局より、報告及び事務連絡等をする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・一時転用の計画変更について報告する。 ・全国農業新聞の継続購読をお願いする。 ・全国農業新聞の購読料の集金日時を連絡する。 ・平成29年度農政推進農業委員・農地利用最適化推進委員大会、及び研修会出席のお礼と研修資料の配布について。
議長	<p>連絡は以上ですが、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。</p>
3番	<p>質問とお願いを2点お願いします。1点目は農事組合ですが、今まで農業委員の選出名簿を作るという仕事がありましたけれども、今後はどのような役割を成していくのか、そのへんの知識をお願いしたいと思います。2点目は荒廃農地のプライバシーの件です。所有者の名前とプライバシーの件ですが、〇〇〇地区にもう何十年も荒廃農地となっている畑があります。〇〇〇〇の東側の〇〇〇〇堰のすぐ脇にありまして、2m以上ある水路を塞ぐような形になっており、区長さんや役員も心配しまして、まわりの隣接農地の耕作者も一緒になりまして、10月末に作業をしました。一応、立ち木等も伐採しました。地域で困った問題がどうか解消した点はよかったのですが、この後、それを維持してくれることが重要であります。私たちからは耕作者が分かりません。「たぶんあそこの家の関係者だろう」ということで、所有者が特定できません。農業委員会事務局を通じて、ぜひこの後も回りの迷惑農地にならないようお願いしてほしいと、区長名で事務局をお願いしてあります。今回、私たちは耕作放棄地をまわってみました。所有者も分からない農地があります。我々は行政委員として公務員の守秘義務もありますが、調査する農業委員に耕作者が分からないという状況の中で、耕作放棄地を減らすためには、調査を担当する農業委員にはもう少し必要な情報を開示していただいてもよいのではないかという感想を持ちました。特に〇〇地区で地域の皆が作業をした後の状態がぜひ維持されるよう願っています。現状では農業委員会事務局をお願いするしかないわけですが、強力をお願いしたいと思います。</p>
事務局長	<p>それでは農事組合の在り方ですが、ご指摘のとおり今までは選挙人名簿の作成ということがありましたので、その部分を中心に農事組合の組合長さんにはお願いをしておりました。その選挙人名簿の作成業務がなくなったということで、現状では市として農業日誌等のとりまとめをご依頼申し上げているところがございます。ただ今後は農業委員会の在り方も大きく変わってきます。農地の適正管理ということも出て参ります。農事組合の担当は果樹農林担当になりますが、廃止ということは考えずにいきたいと思っております。地域によっては農業をやっていない方も農事組合に回り番でなってしまうこともお聞きしています。こちらから地域農業の推進、地区農業の推進という意味合いで相談にのっていただいたり、例えば今後実施していくアンケート調査の取りまとめなど、そのような事もお願ひしていきながら、内容的なものをもう少し、実質的に農業振興に資するような活動をしていただけるようにしていくということで、現在見直しをしております。農事組合長さんにも今後の活動内容についてアンケート調査をさせていただき予定で現在準備をしておりますので、ご承知置きをいただければと思います。</p> <p>荒廃農地と言いますか、少し荒れた農地への対応につきましては、こちらから農業者の方には、今回のものを含めて適正管理の依頼を文書によってしております。それ以上に突っ込んで強制的にという対応がなかなか難し</p>

	<p>いところがあるのですが、今後はしつこい位に事務局から通知をさせていただいて、情報等があれば電話等でも対応させていただければと思っております。強制的にお金を請求するとかはできないことが実情であります。地域に迷惑を掛けているということは十分に承知をしておりますが、農地の適正管理を行うことは法律の中でもきちんとやっていただかなければならないことですので、また適切に対応させていただきたいと思っております。またプライバシーについては、農業委員さんから問い合わせがあれば、それは業務の一環としてお知らせをさせていただきたいと思っております。ただその相手に通知をしたり連絡をしたりすることは、農業委員会の会長名で実施をすることになりますので、農業委員会として対応させていただきますので、ぜひご相談いただきながら、一緒に進めていきたいと思っております。内容の詳細について担当から説明することがあればお願いします。</p>
事務局	<p>耕作放棄地についてですが、先程、委員から所有者についての情報共有等のお話があったと思われませんが、皆様ご存知のように農業委員会法の改正がありまして、新しい農業委員さんには、耕作放棄地の発生防止や解消などが必須業務として位置付けられております。課長からも話がありましたが、今後はより一層、農業委員さんと事務局とが手を取り合って、一緒にそういったものにも努めていかなければならないと考えております。当然に地区の担当委員さんから直接お話をすることではなく、農業委員として周りの農地等に迷惑が掛からないようにということを踏まえる中で対応していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。</p>
11番	<p>農事組合の件で関連質問ですが、私たちの地域でも時々、「今後農事組合はどうなるんだ」という話題が出ることがあります。先程の課長の説明の中で、意味合いとしては、次期の農地最適化推進委員とか農業委員と連携を取りながら活動することもあり得るのでしょうか。また農事組合長の管轄は、農業委員会が行っていくのかお聞きしたいと思います。</p>
事務局長	<p>いずれにしてもこれかの農事組合長さんは、どのように選任されてくるのかということが地区によっても違うため、その点もアンケート調査をさせていただいて、内容については充実をさせていく方向で事務局としては考えております。もうひとつは農事組合は市長からの任命になりますので、市長の方の事務案件になります。よって農業委員会ではなくて、担当は果樹農林担当が行っていますが、内容的には先程担当から話がありましたように、農地の適正管理ということが今後は重要になってきますので、その面では地域の農事組合長さんは誰だということを、農業委員さんや最適化推進委員さんも承知をしながら、一緒にやっていけるようなスタイルになると、より農業振興がしやすいのではないかと思っておりますので、そんなことも含めながら対応させていただきたいと思っております。農業委員会とも連携を密にしながらというふうに考えております。以上です。</p>
11番	<p>ぜひよろしくお聞きしたいと思います。特に農事組合長自身も、一体仕事は何をするのというような、地域で決めても、説明する方も受ける方もあやふやな点があります。農業委員会の組織そのものが大きく変わるという所で関連も出てきそうというお話ですので、また機会を改めてぜひ農事組合長さんに、今説明されたような内容を伝えていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。</p>

事務局長	ご意見をありがとうございました。そのような方向で進めさせていただきたいと思います。
議長	<p>他に委員さんからご意見、ご発言はありますか。 (発言なし)</p> <p>それでは、特にご意見、ご発言もないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 会議の円滑な進行にご協力いただき御礼を申し上げます。 それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。 (閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会14時33分)</p> <p>以上、会議の内容を録し、会議録署名委員と共に、署名、捺印する。</p> <p style="text-align: center;">会 長・</p> <p style="text-align: center;">署名委員・</p> <p style="text-align: center;">署名委員・</p>